

[事案 2024-23] 特定疾病保険金支払等請求

・令和7年5月2日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

※本事案の申立人代表者は、[事案 2024-20]、[事案 2024-21]、[事案 2024-22] の申立人と同一人である。また、[事案 2024-79] の申立人代表者の子である。

<事案の概要>

特定疾病保険金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者が、令和5年5月上旬に入院して手術を受け、同月中旬に横行結腸がんと診断され、同月下旬に病名告知を受けたため、平成28年5月に契約した定期保険にもとづき特定疾病保険金を請求したが、横行結腸がんは上皮内がんであり悪性新生物ではないことを理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、特定疾病保険金と既払込保険料相当額の慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 募集人に対し、すべてのがんが保障対象となる保険を提案してもらうよう依頼し、募集人から提案を受けた本契約について契約した。
- (2) 申込時、募集人から、がんの種類や浸潤度により、保障の対象外になるがんがあるとの説明がなかった。もし、そのような説明を受けていれば、保険料の支払額が増えたとしても、すべてのがんを保障対象とする保険の申込みをしていたはずである。
- (3) 募集人に対して、がんと言われた場合の手続の流れ等を確認した際にも、がんの種類や浸潤度により、保障の対象外になるがんがあるとの説明はなかった。
- (4) 自分は、特定疾病保険金の請求書の記載の時まで上皮内がんという言葉を知ることがなかった。上皮内がんという言葉を知ることがなかったということは、募集人が、申込時に説明をしていないということである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 被保険者の横行結腸がんは、診断書によれば、「Tis」「上皮内がん」と診断されており、約款に定める悪性新生物に該当しないため、特定疾病保険金の支払事由に該当しない。また、申立人は、がんと診断された場合は保険金が支払われるとの説明を受けたこと、募集人から、支払対象外のがんに関する説明がなかったことを主張しているが、これらの主張は、保険金を支払うべき理由にはならない。
- (2) 募集人は、本契約の募集時、申立人から「がんと診断された際、すべてのがんが支払対象である保険にしてほしい」という要望を受けた記憶はなく、また、申立人に対し「がんと診断された際、すべてのがんが支払対象である」との説明もしていない。商品の説明においては、常に設計書を示して説明し、支払対象外のがんについても、設計書を用いて説明している。
- (3) 募集人は、令和5年2月、申立人からの質問に対し、本契約についてはがんと診断されれば保険金が支払われる契約内容ではあるが、保険金の支払いの最終的な判断は、診断書等を提出したうえで、当社が判断する旨を伝えており、がんと診断された場合は保険金が支払われるとの断定的な回答はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。